

### 3. 分野別的基本方針

#### 3-1 土地利用の方針

将来都市構造を踏まえ、鈴鹿山脈に広がる森林や丘陵部の緑、平地部の田園、河川やため池においては、豊かな自然環境の保全と無秩序な開発の抑制による計画的な土地利用の誘導に努めます。

また、コンパクトな市街地の形成による持続可能なまちづくりの推進、新名神高速道路菰野 IC の状況等、社会動向を見据えた土地利用の誘導に努めます。

##### (1) 土地利用の方針

###### ①森林エリア

鈴鹿山脈に広がる森林については、生態系や景観、水源の保全・育成、防災機能の確保等の観点から、貴重な緑の保全に努めます。

###### ②山麓エリア

鈴鹿山脈の山麓部及び丘陵部においては、自然環境の保全を図りながら、林業施業、動植物の生息空間及び防災等の多様な役割を担う場としての活用に努めます。

###### ③農業エリア

町の中央部から東部にかけて広がるまとまった農地については、優良な農地として農業生産性向上を促進するとともに、良好な田園景観を有していることから積極的な農地・景観の保全に努めます。

###### ④集落エリア

町の中央部から東部にかけて点在する集落及びその周辺については、既存の集落環境の保全を促進するとともに、集落の維持・活性化に必要な利便施設の設置を誘導し、地域内未利用地を活用して、宅地等へ転換するなど、集落活性化のために有効な土地利用の誘導に努めます。

###### ⑤観光・レクリエーションエリア

湯の山温泉や近鉄湯の山温泉駅周辺は、本町を代表する広域的な集客が期待される観光拠点として、観光施設の充実及び利便性の向上に努めます。また、三重県民の森等、町内に点在する観光・レクリエーション拠点とのネットワークの強化に努めます。

###### ⑥親水エリア

大羽根緑地周辺、朝明緑地周辺、町内に点在するため池については、良好な水辺環境を活かした親水空間として、町民の憩いの場としての整備を促進します。

## ⑦市街地エリア

### ○住宅地

既成市街地においては、中密度の住宅地として必要となる道路や公園等の整備を進め居住環境の改善・向上に努めます。また、土地区画整理事業等の手法を活用し、未利用地の整備・改善に努めます。

住宅地においては、周辺環境と調和したゆとりある居住環境の維持・向上を促進します。

### ○商業地

既存の駅前商店街等では、生活拠点としての機能充実を図るため、既存の商業施設に加え、日常的な購買需要を満たす商業施設等の導入を促進し、地域特性を踏まえた商業地を形成することで、都市基盤の整備に努めます。その際には、空き店舗の利活用に向けた方策も検討します。

既存の大規模商業施設周辺においては、周辺の自然環境や住環境へ配慮し、魅力ある商業空間の維持・形成に努めます。

## ⑧新市街地エリア

### ○工業・流通系

新名神高速道路菰野 IC 西側の区域については、新たな産業施設の立地を誘導する地区として位置づけ、土地区画整理事業等の導入により、周辺環境に配慮した工業・流通系での産業基盤の形成を促進します。

### ○商業・業務・住居系

新名神高速道路菰野 IC 東側の区域については、既存の機能に加え菰野 IC 周辺 1 km 圏という特性を活かし、土地区画整理事業等の導入により、商業系、業務系、住居系等の新たな都市機能の計画的な誘導・配置を促進します。

## ⑨沿道活用エリア

国道 477 号沿道の県道四日市菰野大安線以東の区間と県道四日市菰野大安線と県道田光四日市線交差点周辺は、歩行者の安全確保や周辺景観に配慮しながら用途に即した沿道サービス施設の立地誘導を促進します。

## ⑩工業地エリア

町道千草川北線沿道は、千草工業団地、松山工業団地、赤坂工業団地の工業系土地利用が進展していることから、当該道路沿道及びその先線については、周辺環境に配慮した上で、既存工業機能の維持・拡充と新たな工業の誘導を促進します。

町道中里東高原線（Ⅱ）と県道四日市菰野大安線（ミルクロード）交差部周辺では、優れた道路環境を活かして産業を活性化するため、周辺の自然環境や居住環境に配慮した工業系土地利用の誘導を促進します。

## ⑪産業エリア

田光・杉谷山麓部は、豊かな緑や田園など良好な自然環境を有していることから、周辺環境と調和する新たな産業の誘導を図ります。

## ②菰野 IC 周辺利活用エリア

菰野町役場西側の区域については、無秩序な宅地化を抑制しつつ、菰野 IC 近接の好立地を生かした計画的な土地利用の誘導に努めます。

### (2) 土地利用の規制・誘導に関する方針

#### ①適正な市街地の規模・密度の誘導

今後の人団減少社会を見据え、本町全域を一帯の都市として整備、開発及び保全し、持続可能な都市構造を構築するため、現行の都市計画規制の状況に応じた、適正な市街地の規模・密度が確保できるよう誘導します。

表 2-5 土地利用の規制・誘導に関する方針

市街化区域	<p>市街化区域は、住居系、商業系、工業系の用途地域指定による土地利用の規制・誘導がなされています。</p> <p>今後の人団減少に伴う市街地内の低密度化（スポンジ化）の進行を抑制し、市街地としての適切な密度を維持するため、住居系については基本的に市街化区域の拡大は行わず、未利用地の宅地化を促進します。</p> <p>ただし、菰野 IC 周辺等の土地利用転換が想定される地域については、市街化区域編入を前提として土地区画整理事業等の面的な整備手法の導入により計画的な土地利用を促進します。</p>
市街化調整区域	<p>市街化調整区域は、市街化を抑制する区域として主に農地や集落地としての土地利用がなされています。</p> <p>市街化調整区域に拡がる森林・農地については今後とも保全を基本としますが、集落地域の利便性向上や活性化に向け、各種制度等を活用することにより計画的な土地利用を誘導し、集落地区等の維持・活性化を促進します。</p> <p>また、工業系への大規模な土地利用が想定される場合においては、各種制度等を活用し、計画的な企業の立地誘導を促進します。</p>
都市計画区域外	<p>都市計画区域外に拡がる森林や農地については、それぞれが有する多面的機能を踏まえ、今後とも保全を基本とします。</p> <p>また、都市計画区域外の土地利用については、自然公園法や農振法等の個別法が、それぞれの目的に応じて機能していますが、商業系・工業系の市街化動向が見られることから、今後も地元住民との合意形成を図りながら、人口や市街化動向を注視しつつ、三重県等と連携し、都市計画区域への編入や準都市計画区域の指定、または条例等による規制・誘導等、適正な土地利用に努めます。</p>

#### ②低未利用地等の適切な誘導

##### ○地域特性に応じた適切な利用促進

市街地や集落地区内で発生する低未利用地については、宅地等への転用や地域資源としての有効活用を促進します。

また、市街地や集落地区等以外で発生する低未利用地については、地域特性に配慮しつつ、新たな用途への転換や農地・自然への還元など、計画的な土地利用を推進します。

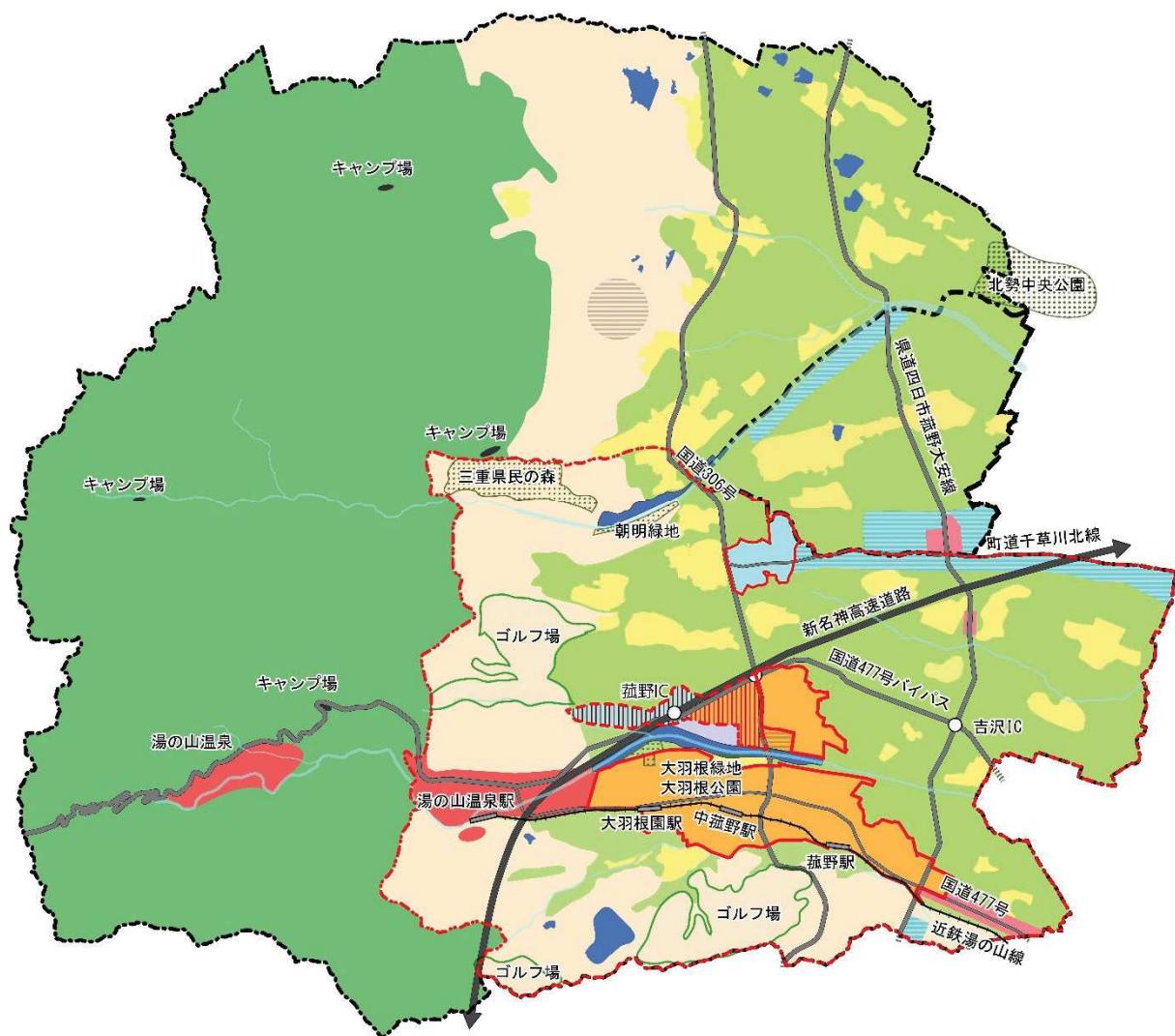
## ○空家等の管理・利用

菰野町空家等対策計画に基づき、所有者等が自らの責任により適切に管理するために、空家等対策の取り組みに関する情報を広く周知することで適正な管理を促進します。

併せて、周辺に悪影響を及ぼす管理不全空家等に対しては、空家法に基づく実効性のある改善指導を行うことで、地域住民の安全で安心な暮らしの確保に努めます。

## ○不法投棄の防止

地域の良好な生活環境を保持するため、地域との連携により、空き地や森林、河川等への不法投棄に対する監視体制の強化に努めます。



凡　例					
■市街化区域内			■市街化調整区域・都市計画区域外		
■市街地エリア	■森林エリア	■親水エリア	■市街化区域	■新市街地エリア	■共通
■工業地エリア	■山麓エリア	■公園・緑地	■都市計画区域界	■地域幹線道路	■高速道路
■新市街地エリア	■農業エリア	■広域幹線道路	■行政区域界	■地域幹線道路	■鐵道
■市街地エリア	■集落エリア				
■工業地エリア	■産業エリア				
	■沿道活用エリア				
	■観光・レクリエーションエリア				
	■市街地エリア				
	■工業地エリア				
	■沼野IC周辺利活用エリア				

図 3-1 土地利用方針図

## 3-2 生活環境の充実方針

今後予測される人口動向の変化に備え、将来にわたり地域の人々が安心して暮らし・活動できる環境をつくるため、都市の密度や人口構造の変化を踏まえた適正な市街地の規模や配置の在り方検討とそれに基づく計画的な誘導に努めます。

市街地の拡散を防止し、都市をコンパクト化することによって都市交通施設の効率的な活用や、施設間の連携を図る等、環境負荷の小さな都市構造への転換に努めます。

### (1) 生活サービス機能

居住機能や医療・福祉・商業等、町民の暮らしにとって必要な生活サービス機能が適正に配置されることを促すため、民間施設を計画的に誘導するための仕組みづくりを検討します。特に、人口や町民の生活に必要なサービスが集中している市街化区域においては、必要なサービス機能を適切に誘導するための方策について引き続き検討します。

近鉄湯の山線各駅周辺は、超高齢社会における主要な移動を支える重要な結節点となるため、福祉施設や商業施設等の誘導を促進するとともに、駅周辺及びバス停等の環境改善やコミュニティバス等の運行改善を検討します。

市街地や集落内の空き地・空家等の活用を促進し、歩いて暮らせる環境づくりを進めるため、生活サービス機能の立地・誘導を促進します。

町民が安全かつ自由に利用できるよう公共建築物や道路、公園等の公共施設へのユニバーサルデザインの導入に努めます。

### (2) 公共公益施設等

公共公益施設、医療・福祉施設、文化施設等の各種施設は、菰野町公共施設等総合管理計画に基づき、多様な公共サービスの提供による利便性を確保しつつ、既存施設の適正な維持管理や長寿命化等により、ライフサイクルコストの低減等に努めます。

学校教育施設については、構造体の長寿命化や内装仕上げ材等の改修、設備更新や必要な防災機能の付加等、建物の安全性確保に努めるとともに、機能性や快適性等、学校生活の場として必要な環境を維持しつつ、社会ニーズに対応した機能の付加に努めます。

施設全般に関しては、人口減少や少子高齢化等を背景とした利用者ニーズの変化等を踏まえ、施設の統廃合や再配置、複合化等の可能性や必要性について引き続き検討します。

施設の環境配慮や省エネルギー化については、ランニングコスト等を勘案しながら、安全性と機能性、効率性の確保に努めます。

### (3) 上下水道

#### ①上水道

上水道は、安定した給水を確保するため、順次、老朽化した水道管の更新、整備に努めます。また、非常時における水道水の確保に向けて、施設の耐震診断結果に基づき施設の耐震化を推進します。

#### ②下水道

公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の汚水処理施設は、河川の水質保全や快適で衛生的な暮らしの確保のため、地域特性を踏まえながら、適切な整備に努めます。

整備済みの公共下水道等の施設については、施設の長寿命化や維持管理コストの効率化のため、定期的な点検と適切な維持管理に努めるとともに、個別処理である浄化槽等についても適切な維持管理の啓発に努めます。

### 3-3 交通施設の整備方針

新名神高速道路菰野 IC 開設を契機として都市活動を支える広域・地域幹線道路ネットワークの確立に努めるとともに、子どもから高齢者までが安全・快適に生活を送るための道路環境の整備や公共交通網の充実に努めます。

#### (1) 都市活動を支える体系的な道路網の確立

町内の道路を、高速道路、広域幹線道路、地域幹線道路、生活幹線道路、生活道路の5つに区分した上での段階的、体系的な道路網構成によって、円滑に交通処理できるネットワークの確立に努めます。

また、新名神高速道路菰野 IC の開設に伴う交通の変化と菰野 IC 周辺の土地利用変化に対して適切に対応できる交通体系の構築に努めます。

##### ①広域幹線道路

本町の骨格となり、円滑な交通流動の確保と活性化を支援する広域幹線道路については、近隣都市間との交通を処理し広域的なアクセス機能を高める重要な道路として、関係機関の協力のもと整備を促進します。

##### ②地域幹線道路

本町と周辺の市町とを連絡する地域幹線道路については、歩道整備による安全性及び幅員確保によるアクセス利便性の向上に努めます。

##### ③生活幹線道路

生活幹線道路は、居住地区内と幹線道路とを連絡し、日常的に利用する主要な生活道路としてふさわしい機能の整備に努めます。

新名神高速道路菰野 IC と周辺集落を結ぶアクセス道路の整備を関係機関の協力のもと促進するとともに、観光・レクリエーション拠点へのアクセスや各拠点を結ぶ道路の整備に努めます。

##### ④生活道路

歩行者や自転車の安全性確保のための空間整備や通過車両が進入しにくい工夫を行う等、歩行者専用道路やコミュニティ道路等の整備に努めます。

#### (2) 安全で快適な道路環境の整備

日常生活を営む上で利用する幹線道路や生活道路を含む各道路については、歩道整備、歩車道分離等により、全ての人が安全で快適な歩行空間の形成に努めます。

##### ①広域幹線道路・地域幹線道路

歩道整備等により、歩行者の利便性の向上を図り、安全で快適な歩行空間の形成に努めます。道路管理者の協力のもと、道路緑化等により環境の保全及び快適性の向上を促進します。

## **②生活幹線・生活道路**

日常的に利用される道路として、ユニバーサルデザイン化等により、安全で快適な歩行者空間の確保に努めます。また、主要な公共施設を結ぶルートや通学路等についても、歩行空間の整備に努めます。

密集市街地及び既存集落内における狭隘道路については、安全性・快適性の向上のため、建築基準法に基づくセットバックやその他の施策の導入等により、拡幅整備を促進します。

## **(3) 利用しやすい公共交通の充実**

バス、鉄道等の公共交通機関は、日常生活に密着した町民の移動手段であり、交通混雑の解消、省エネルギー、環境負荷の低減といった観点からも、その利便性の向上に努めます。

そのため、コミュニティバスや菰野町のりあいタクシー等による本町に最適な公共交通体系を構築すべく、整備・運用について引き続き検討します。

生活交通の確保の重要な手段である近鉄菰野駅や公共施設、商業施設等を結ぶバス路線を骨格軸と位置付け、当該軸を中心にバス路線の充実を交通事業者の協力のもと促進するとともに、コミュニティバス路線の充実に努めます。また、バス路線の骨格軸周辺は、きめ細やかな公共交通充実エリアとして、バス以外の交通手段との連携・活用により、利用者の利便性向上に努めます。

近鉄菰野駅については、鉄道、バス、タクシー等の発着点となる公共交通の結節点として位置づけ、交通利便性向上のため、誰もが利用しやすい公共交通網の充実に努めます。

### **①公共サイン計画**

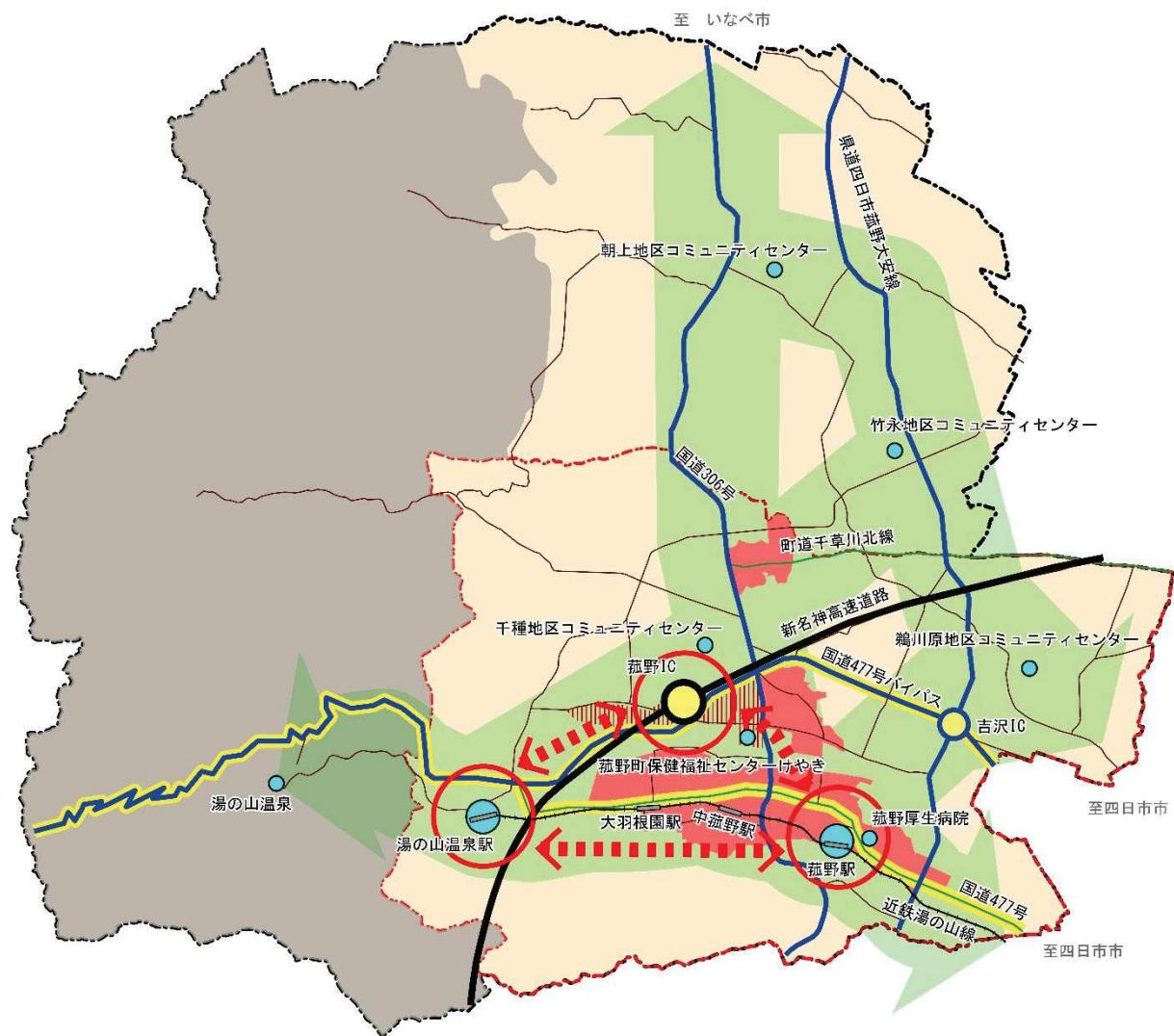
地域住民及び来訪者を含めたあらゆる人々が、目的地に安全かつ円滑に移動できるように道路標識や案内サイン等の充実に努めます。

### **②新しいモビリティサービスの導入・活用**

鉄道、路線バス、コミュニティバス、菰野町のりあいタクシー等が連携し相互の乗り継ぎ利便性向上のため、新しいモビリティサービスの導入を推進します。

## **(4) 広域交通の増加に対応する総合的な交通対策**

新名神高速道路菰野 IC 開設により広域交通網が整備され、観光客の増加が見込まれることから、広域交通の玄関口となる菰野 IC と新たな対流拠点を結ぶ区間については、道路環境の改善のほか、公共交通の充実等による総合的な交通対策により拠点間のアクセス性向上や観光交流軸間の連絡強化に努めます。



凡 例	
■ 高速道路	● 新たな対流拠点
■ 広域幹線道路	↔ 拠点間のアクセス性向上
■ 地域幹線道路	↔ 観光交流軸
— 生活幹線道路	● 公共交通の結節点
- - - 鉄道	↔ バスの骨格軸
	■ きめ細かな公共交通充実エリア
	■ 市街化区域
	新市街地エリア
	--- 都市計画区域界
	■ 自然公園区域
	□ 行政区域界

図 3-2 交通施設の整備方針図

## 3-4 都市・田園環境の保全方針

本町にとって貴重な資源である鈴鹿山脈の森林や郊外に広がる農地等の豊かな自然と緑の維持・保全に努めるとともに、観光資源や町民の生活に潤いを与える資源として活用に努めます。

### (1) 水と緑のネットワークの形成

河川の堤防等の歩道化、道路緑化などの手段により、公園・緑地、東海自然歩道、レクリエーション拠点、河川等を有機的に結び付け、水と緑のネットワークの形成に努めます。特に、親水性を備えた町民に親しまれる水辺空間の形成のため、町管理河川については、施設の老朽化への対応等、現状の施設改善に併せた整備計画を検討するとともに、県管理河川整備を県の協力のもと促進します。

また、町民が安全で快適な生活を営むことができるよう、既存の公園・緑地の維持や更新・拡張により、アメニティの確保、自然環境の保全、都市防災性の向上等に配慮しつつ、水と緑の空間や自然環境とふれあえる場の創出に努めます。

表 3-2 公園・緑地の配置の考え方

種別	機能・役割	町における区域
公園・広場	施設の整備状況や周辺の人口分布、誘致距離や災害時の避難等を考慮しながら、適切な配置・整備に努めます。	・町内に点在する公園・広場 ・北勢中央公園
自然公園等	良好な自然環境や重要な景観要素として、また、自然との親しみ、ふれあいの場として維持・保全に努めます。	・鈴鹿国定公園一帯
田園	新たな都市的開発等を抑制して、田園環境、田園風景の維持・保全に努めます。	・台地・平地部に広がる整備された優良な農地
河川・水辺	親水機能の創出と防災機能の強化を関係機関等との協力のもと促進します。	・朝明川 ・三滝川 ・田光川 ・ため池 等
森林	市街地周辺等に位置する、優れた環境・景観を形成する緑として、まちづくりへの活用に努めます。	・自然公園以外に広がる森林
天然記念物等	貴重な資源として保全・活用に努めます。	・シデコブシ等の天然記念物 ・歴史資源
レクリエーション施設	多様化するスポーツ・レクリエーションのニーズに応えるため、関係機関等の協力のもと、施設の維持・活用を促進します。	・三重県民の森 ・キャンプ場 ・ゴルフ場 等

## (2) 自然環境の保全

鈴鹿山脈の豊かな自然、三滝川や朝明川の流れ、平野部に拡がる優良農地や集落景観、社寺林や里山といった多様で豊かな自然が育まれた環境は、町の重要な財産であり、町の魅力を高めるものとして、積極的な維持・保全に努めます。

特に、森林、農地の緑は、良好な自然環境を形成する骨格的な緑としての適切な保全と、自然とのふれあいの場等への活用に努めます。

公園や水辺等を活用し、自然の生態系の保護に努めます。

### ①森林の保全

森林が持つ公益的機能や生物多様性等の多面的機能が維持されるよう森林整備を支援できる体制づくりに努めるとともに、森林資源の有効活用について検討します。

また、豊富な森林資源の維持・管理や木材生産活動等を通じて、林業の持続的な発展に努めます。

### ②農地の保全

農業の持続的発展と農地の多面的機能を維持、向上させるため、優良農地の保全とともに、農業基盤やため池等、農村環境を承継しつつ、維持、向上できる体制づくりを促進します。さらに取り組みが全町に広がるよう、国、県の支援制度を活用し、施設の長寿命化を促進します。

また、山間部等の農地については、農地の流動化により耕作者の確保に努めるとともに、地域等と連携して、耕作放棄地の解消に向けた取り組みを促進します。

## (3) 公園の適切な配置と緑化の推進

既存公園はレクリエーション拠点としてスポーツを楽しむ場、自然や歴史に親しむ場、憩いの場等、様々な人や目的に対応するため、施設の維持・更新をしつつ、機能を向上させ、地域の特性に応じた公園整備に努めます。

町民誰もが身近に公園を利用できるよう、大規模開発等に合わせた公園整備や、広場・公共施設等の活用を見据えながら、都市公園や都市公園に準じた機能をもつ施設の適正配置を目指し、また、町民や事業者等による維持管理等について検討します。

まちなかの緑の充実と緑豊かで質の高いまちづくりのため、道路等の公共空間の緑化等に努めるとともに、町民や事業者に対して民有地の緑化等を促進するための意識・啓発活動等の取り組みについて検討します。

新名神高速道路菰野 IC 周辺等の新たな拠点については、事業者の協力のもと、緑の創出等により自然環境に配慮した開発を促進します。

## (4) 良好的な景観の形成

住宅地や工業地等の市街地においては、土地利用や地域毎に異なる特徴的な景観を活かしつつ、周辺環境との調和を考慮した景観整備に努めます。

また、市街地内に残された緑の保全や民地内の緑化を促進するとともに、既存の都市公園や公共空間の緑化に努めます。

### ①自然公園等

鈴鹿国定公園内の森林は、保全・再生を促進するとともに、散策路や休憩所等の整備や良好な眺めなど、自然公園を訪れた人が豊かな自然景観を楽しめる環境づくりに努めます。

## **②里山等**

集落の周りに田や畑、ため池、森や林等が混在する里山では、町民の協力のもと多様な生物が生息できる環境の保全を促進します。

農林業等による町民の様々な活動を通じて育まれた里山等の景観の維持・保全のため、営農環境の維持・向上や周辺景観に配慮した建築・開発行為等の誘導に努めます。

## **③田園**

主に平地部を中心に広がる農地と集落によって形成されるエリアでは、農用地区域指定等による農地の保全や、耕作放棄地の再生に向けた取り組みを促進しつつ、周辺景観に配慮した建築・開発行為を誘導して、本町らしさが感じられる田園景観の保全に努めます。

## **④市街地**

宅地が集積する市街地においては、民地内及び公共空間の緑化や、市街地周辺の自然との調和に配慮した建築や開発行為が行われるよう誘導し、自然を感じられる市街地景観の形成に努めます。

## **⑤新市街地**

新名神高速道路菰野 IC 周辺をはじめ、開発が予想される区域については、事業者等の協力のもと、町の新たな玄関口として良好な景観の誘導を促進します。

## **⑥幹線道路**

三重県等の道路管理者の協力のもと、景観に配慮した幹線道路等の整備を促進します。また、新名神高速道路、国道 477 号バイパス、湯の山温泉に至る観光ルート等については、沿道景観の誘導に努めます。

## **⑦公共施設**

公共施設の整備においては、施設相互の一体性に配慮し、周辺環境との調和に考慮したデザインを取り入れ、魅力ある街並みとなるような景観整備に努めます。

## **⑧観光地**

湯の山温泉は、多くの人が集い交流する観光拠点として、温泉街の風情を活かした景観の形成に努めます。

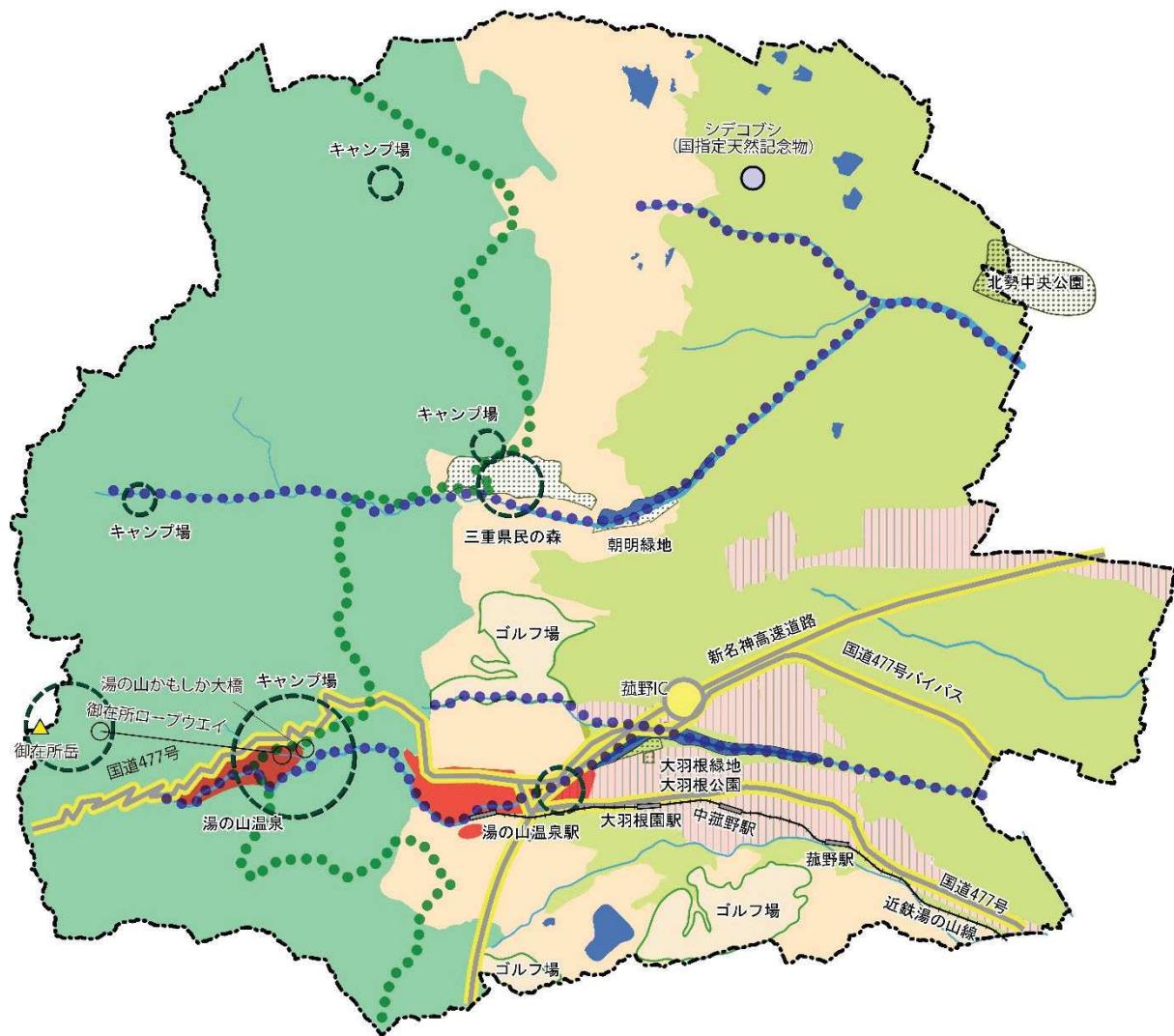
## **⑨その他**

地区特性に応じた景観形成のために、町民や企業をはじめとする協働体制の構築に努めます。

## **(5) 循環型社会の実現**

低炭素社会と持続可能な資源循環型社会の実現に向けて、当町が主体となるだけでなく、町民や事業者に対し働きかけ、自然エネルギーの活用や省エネルギー化活動等、それぞれの立場での地球温暖化防止に向けた取り組みを促進します。

廃棄物の処理については、自然環境や生活環境に影響が及ばないよう適正な処理能力を維持するため、今後のごみ処理体制の在り方について検討します。



#### 凡　例

■水と緑のネットワークの形成	■良好な景観の形成
○ (with dots) - 觀光・レクリエーション拠点	■ (solid green) - 自然公園等
● (dots) - 自然交流軸 (緑の交流軸)	■ (light orange) - 里山等
● (dots) - 自然交流軸 (水の交流軸)	■ (light green) - 田園
— (blue line) - 主な河川	■ (pink) - 市街地
— (blue line) - 親水エリア・主なため池	■ (red) - 観光地
■ (dotted pattern) - 公園・緑地	■ (yellow-green) - 沿道景観形成路線
	□ 行政区域界
	— 鉄道

図 3-3 田園環境の保全方針図

## 3-5 防災まちづくりの方針

風水害や地震による災害発生に備えて、「減災」や「国土強靭化」の視点を踏まえながら、高度な土地利用や充実した都市基盤整備を軸に災害から町民の生命、財産を守ることを基本に、防災性の高い安全なまちづくりを推進します。

### (1) 地震・火災対応

広域幹線道路や地域幹線道路等は、緊急時の避難路、延焼遮断帯、物資輸送路としての機能を有していることから、沿道建築物の安全性の向上や延焼遮断機能の拡充等を促進します。

身近な避難所や災害復旧活動の場となる公園、オープンスペースの確保に努めます。また、災害時の避難場所として活用できるよう既存公園の活用、再整備、空地の利用に努めます。

公共施設の整備にあたっては、耐震化や災害時の安全性向上に努めるとともに、災害時における避難所等での電源確保のための分散型エネルギーの導入や、空調設備設置等による衛生面の整備を検討します。

建築物の耐震化・不燃化の推進及び道路・公園等の都市基盤の整備を図り、防災機能の強化に努めます。特に、避難所となる地区の公会所等への連絡道路については、避難路としての安全性の確保に努めます。

狭隘道路については、建築基準法に基づくセットバックやその他の施策の導入等により、拡幅整備を促進します。

都市生活を維持する上で不可欠な上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は、関係機関との連携に努め、耐震性の強化等による災害時の供給確保と二次災害の防止に努めます。

### (2) 水害対策

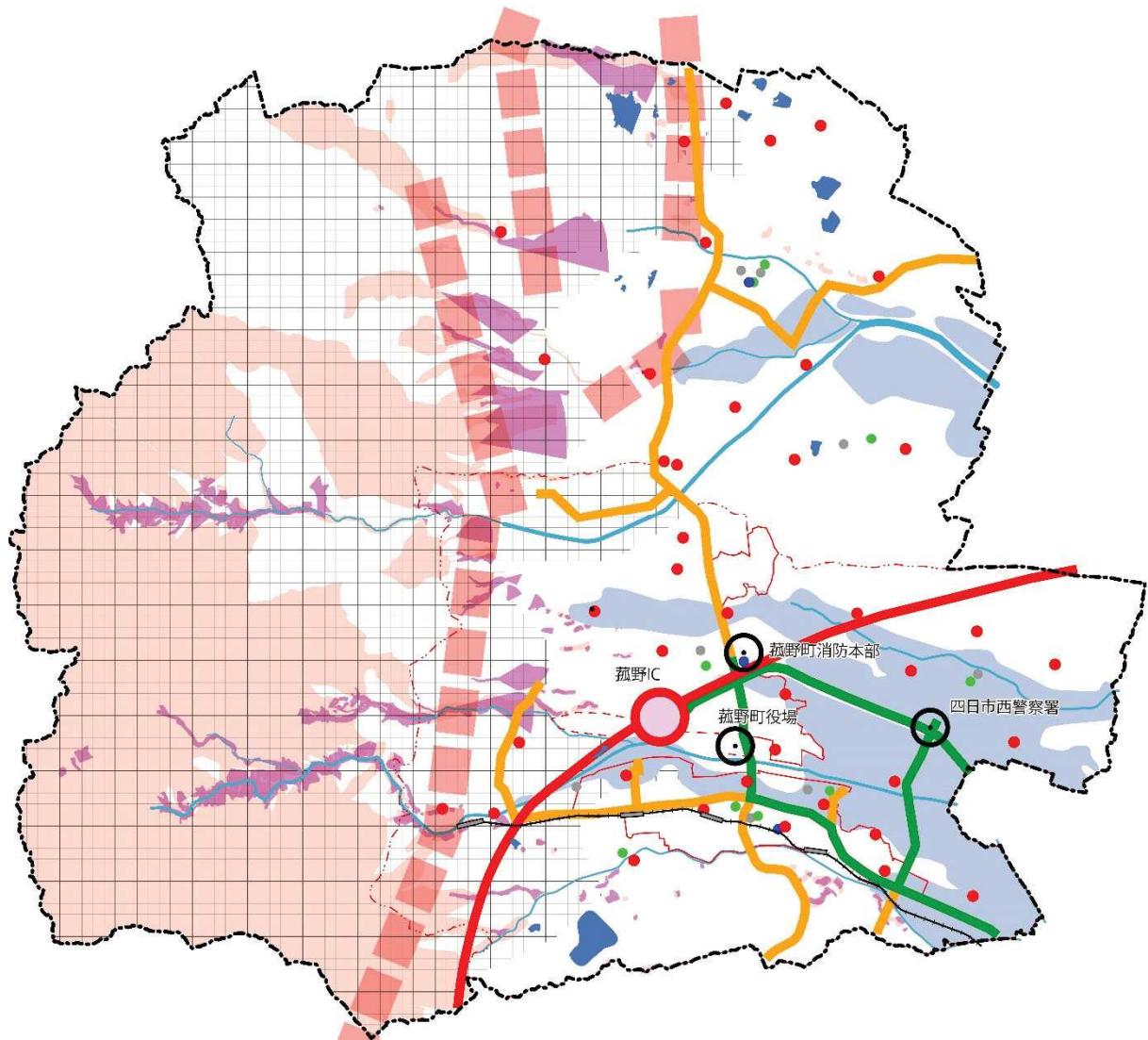
町内を流れる河川における自然災害に備えた治水機能の向上のため、町管理河川については、施設の老朽化への対応など、現状の施設改善に併せた整備計画を検討するとともに、県に対し、県管理河川の整備を積極的に要望します。

既存集落や農地等における都市型水害の発生防止対策として、河川改修や都市下水路だけでなく、道路等での雨水浸透施設の整備、一定規模以上の開発等での雨水流出抑制を含めた治水対策、住宅団地内の再整備や宅地整備協議時の指導等を推進します。

### (3) その他の対策

鈴鹿山脈の広大な森林地域等においては、土石流、地滑り、崖崩れ等の土砂災害から町民の生命や財産を守るため、治山・砂防事業を促進するとともに、避難対策の充実、急傾斜地等の監視、緊急時の適切な情報発信に努めます。

築後 100 年以上が経過して老朽化が進むため池については、震災や大雨による決壊の危険性が高まっているため、管理者等の要請に基づき改修を推進するとともに、ため池ハザードマップを活用した防災情報の提供等に努めます。



#### 凡　例

■ 土砂災害危険箇所	● 防災拠点	■ 第一次緊急輸送道路
■ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域	● 緊急避難所	■ 第二次緊急輸送道路
□ 砂防指定地	● 風水害における緊急避難所を補完する施設	■ 第三次緊急輸送道路
■ 浸水リスクエリア	● 収容避難所(指定避難所)	— 鉄道
■ ため池	● 収容避難所(指定避難所)を補完する施設	■ 市街化区域界
■ 河川		■ 新市街地エリア
■ ■ 活断層		■ 都市計画区域界
		□ 行政区域界

図 3-4 防災まちづくり方針図

## 3-6 観光まちづくりの方針

地域資源を活用し、地域内に効果が波及する着地型観光の展開に向け、本町の重要な観光地である湯の山温泉の環境整備に取り組むほか、新名神高速道路菰野 IC の開設を契機としてさらなる観光振興を図るための機能誘導や観光ネットワークの整備に努めます。

### (1) 湯の山温泉地区の活性化

古くからの歴史を有し、温泉・保養施設等が集積している湯の山温泉地区については、新たに整備された湯の山かもしか大橋や、御在所ロープウェイ、東海自然歩道等との連携を図りつつ、統一感ある温泉街の街並み景観の形成、空き旅館や空き店舗等の利活用や跡地利用、地域農産物を活用した食の提供により、観光地としての魅力を向上させ、周遊・滞在機能を高めることで、観光拠点としての活性化に努めます。

また、近鉄湯の山温泉駅周辺を湯の山温泉への玄関口として、商業や文化、交流機能等を有する賑わいの場となるレジャー施設の誘導や連携等により、来訪者が滞在し、楽しめる環境づくりに努めます。

### (2) 自然を活かした観光振興

長期間滞在できる受入れの仕組みづくりを地域主体で進めるため、鈴鹿国定公園や里地里山に見られる豊かな自然環境の保全に努めるとともに、生物多様性等、本町の自然の魅力を活かしたエコツーリズムやグリーンツーリズム、健康やスポーツと組み合わせた観光等を促進し、外部視点や若者視点を取り入れながら、観光資源の発掘、周遊ルートや農林業体験等の体験メニューの創造、発信に努めます。

### (3) 広域的な誘客を視野に入れた観光振興を支える機能の誘導

新名神高速道路菰野 IC 周辺をはじめ、近鉄菰野駅及び湯の山温泉駅は、観光客にとって町の玄関口となる重要な結節点であるため、観光案内機能の強化や、交通動線の円滑化、案内板等の充実等に努めます。

新名神高速道路菰野 IC の開設を契機として他の市町と協働で、外国人観光客の誘客も視野に入れた広域観光に取り組むため、商業や文化、交流機能等を有する賑わいの場となるレジャー施設の整備または立地誘導に努めます。

### (4) 観光ネットワークの整備

観光客の利便性や快適性を高めるため、バス事業者に対し、湯の山温泉線のバスのエコ化や路線の延伸を要望します。

観光シーズンにおける自然環境及び観光客と地域住民に配慮した渋滞緩和のため、公共交通の利用促進や、パーク & ライドの運用やマイカー規制等の交通対策に努めます。

災害発生時の避難路等の確保を図り、安全で安心して訪れることのできる観光地づくりに努めます。

町内の観光拠点を結ぶ周遊ルートの形成や、散策ルートの整備等、観光拠点相互のネットワーク化による魅力向上に努めます。

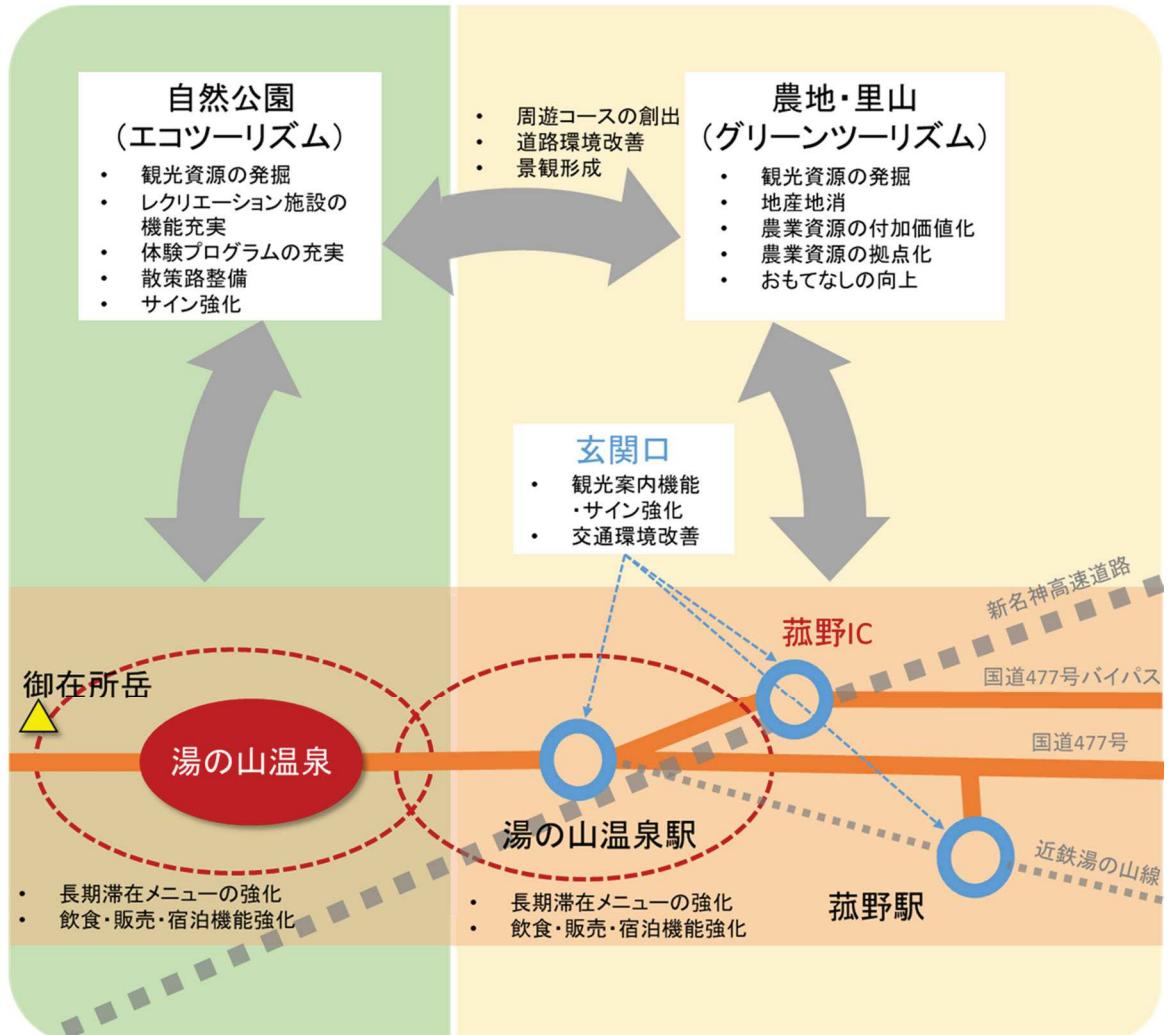


図 3-5 観光まちづくりの方針図（概念図）